

宮崎県子どもの居場所等支援センターフードバンク事業実施要綱（案）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、宮崎県内の子どもや子育て家庭、生活困窮者（以下「子ども等」という。）が社会的孤立に陥らないよう、子ども等に対する支援活動の更なる活性化と県内全域への資源の分配を目指し設置する「宮崎県子どもの居場所等支援センター（以下「センター」という。）」において、食料品等が無償で提供するフードバンク事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定める。

（事業内容）

第 2 条 センターは次の事業を行う。

- (1) 子ども等に対し、無料若しくは低額で、食事や食材の提供を行う活動又は子どもに対する学習支援を実施する、次条に定める対象団体への食品等の配布
- (2) 企業及び個人に対する食品等の提供・配送に関する協力依頼及びその受入れ
- (3) 受け入れた食品等の適切な管理・保管

（配布対象の範囲）

第 3 条 センターが食品等を配布する対象団体は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 宮崎県内に事務所を有し、個人以外の一般財団法人、一般社団法人、社会福祉法人、NPO法人、その他の任意団体等であって、無料又は低額で主に生活困窮者の支援に取り組む子ども食堂、子どもの学習支援、子ども宅食、フードバンク活動等を行っている団体
- (2) 活動が1か月に1回以上開催されていること
- (3) 活動開始から1年以上経過していること

（取扱品の範囲）

第 4 条 センターが取り扱う食品等は、次に定めるものとする。

- (1) 食品（常温保管可能かつ未開封の状態で、賞味期限が1か月以上のものに限る。）
 - ア 米類（精米、玄米、アルファ米、パック米など）
 - イ インスタント類（缶詰、カップ麺、レトルト食品など）
 - ウ 飲料類（水、お茶、ジュースなど）
 - エ 菓子類（駄菓子、袋菓子（個包装のもの）など）
- (2) 学用・日用品（筆記具、ノート、食器用洗剤、タオル等、未使用のものに限る。）
- (3) その他、センターが必要と認める食品等

（登録申請手続）

第 5 条 事業の利用を希望する者は、子どもの居場所等支援センター利用者登録申請書（様式第 1 号）をセンターに提出しなければならない。

2 センターは、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、可否を決定し、子どもの居場所等支援センター利用者登録決定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

(遵守事項等)

第 6 条 前条により登録が決定した者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) センターから受領した食品等の二次配布、転売及び金銭その他有価物との交換を行わないこと。
- (2) その他センターが指示すること。

2 センターから受領した食品等の適正な保存、消費期限又は賞味期限の遵守、食品アレルギーへの注意及びその他食品衛生上の問題については、利用者の責任とする。

(登録の取消し)

第 7 条 センターは、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 5 条の決定を取り消すことができるものとする。

また、既にセンターから当該利用者に食品等を配布済みの場合は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽又は不正の申請により食品等を受領した場合
- (2) 前条第 1 項の規定に違反した場合
- (3) 本事業の関係者に対し、迷惑行為を行った場合
- (4) 前条第 2 項に掲げる場合のほか、県及びセンターが本事業の利用登録を取り消すことが必要と認めた場合

(食品等の受け渡し)

第 8 条 利用者に対する食品等の受け渡しは、原則として、センターの管理運営業務受託者が借り上げる倉庫(以下「倉庫」という。)でのパントリー形式とする。

2 倉庫は、次の場所とする。

〇〇市〇〇番地〇〇

(食品等の提供)

第 9 条 センターは、企業及び団体からの食品等の提供を受ける際に、利用者登録兼食品等提供申込書兼受領書(様式第 3 号)の提出を依頼し、受領証を交付する。

2 センターは、前項の申込書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、可否を決定し、子どもの居場所等支援センター利用者登録決定通知書(様式第 2 号)により、申込者に通知するものとする。

(暴力団の排除)

第 10 条 利用者及びその同一世帯に属する者並びに食品等提供申込企業及び個人は、宮崎県暴力団排除条例(平成 23 年 3 月 22 日条例第 18 号)第 2 条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者であってはならない。

(守秘義務)

第 11 条 センター及び利用者は、法令等を遵守し、業務上知り得た情報については適正に管理し、正当な理由なく第三者に漏えいしてはならない。

(補足)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、県が別に定める。

附 則 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。